

知事から各部長への指示事項

- 昨日、政府から、東京都・大阪府・福岡県など7都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出をされ、あわせて、国の基本的な対処方針も改正をされたところでは。
- この趣旨は、これ以上の感染拡大、あるいは医療崩壊と言われるような事態をなんとしても防ぐということだと考えます。そのために、緊急事態宣言の対象地域においては、知事の判断で、私権の制限を伴うような、より厳しい措置もとることができるようになったということです。
- 新型コロナウイルスへの対策は、特に「まん延防止（拡大防止）」という点において、全国的に見て、より強い対策が求められる局面に移行したと言えると考えます。
- 本県については、緊急事態宣言の対象地域には含まれておりません。しかし、これまでの感染状況を踏まえると、先月の末から第2波という形で連日、新たな感染者が確認をされている状況ですので、「今後の急速な感染拡大に繋がりにかねない」という点に関しては、予断を許さない状況にあると受け止めているところです。
- 各部局においても、こうした状況を踏まえて、まずは、感染拡大の防止対策の徹底に努めてください。
- 具体的には、かねてより申し上げている、いわゆる「3密」と言われるような空間を回避する。特に現状では、県民の皆様に、夜間の外出で「3密」空間を訪れることを自粛いただくようお願いしていますし、こうした基本的な感染拡大防止のための取り組みはもちろんです。さらに、感染が拡大している地域への不要不急の往来などは控えていただくようお願いしております。さらに昨日は、緊急事態宣言を受けて、対象地域から就職や進学で県内に入って来られる方には、2週間は不要不急の外出を控えていただきたいというようお願いも新たにしているところです。

- こうした形で、県民の皆様、あるいは県職員に対しても、この感染拡大防止の取り組みをお願いしてきたわけですが、残念ながら、昨今の県内の第2波（の感染状況）を見ると、警察官や公立学校の教員をはじめとして、公的な部門でも感染者が確認されるというような状況になっています。
- 県庁も1つの大きな事業所ですから、1つの大きな事業所として、しっかりと感染拡大防止対策の徹底を図っていくように、改めて各部局でも協力をお願いします。
- さらに、医療の面では、感染者の今後の急増に備えて、重症者の方に医療機関でしっかりと治療を受けていただく体制を確保するという趣旨から、軽症の方、あるいは無症状の方については、一般的な宿泊施設での対応をお願いをすることもあり得るという前提で、この一般的な宿泊施設の確保に関しての検討・調整を始めてもらっているところです。これも、さらにスピード感を持って取り組んで進めていただきたいと思います。
- そして、お願いの大きな2点目は、経済の影響への対策です。これも昨日、国の緊急経済対策、補正予算案が閣議決定をされています。各部局においては、その中身を十分精査をし、県でどういった対応策が活用ができるのか、あるいは県独自でどういったものを補っていく必要が有るのか無いのか、そういった観点から、十分に検討を進めていただきたいと思います。
- そのうえで、一方では県議会でも特別委員会による調査審議が始まっていますので、今後は県議会における議論なども踏まえながら、県としての補正予算の編成に向けて、今月の末を目途に、県としての第3弾の緊急対策をとりまとめることにしたいと思っています。
その意味で、この国の対策、補正予算を前提に、しっかりと各部局における準備を進めていただきいということをお願いします。

以上